

## 議事（４）

# 千葉県建築審査会運営要領（案）

平成31年1月 日

千葉県建築審査会承認

（趣旨）

第1条 この要領は、千葉県建築審査会運営要綱（平成16年4月1日）第7条の規定により、千葉県建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議開催等の周知）

第2条 審査会は、会議を開催するに当たっては、当該審査会開催の7日前までに次の事項を、千葉県ホームページ等に掲載する方法等により、県民に周知するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 一 開催日時
- 二 開催場所
- 三 議題
- 四 公開・非公開の区分及び非公開とする理由
- 五 傍聴人の定員
- 六 傍聴手続き
- 七 問い合わせ先

（会場の秩序維持）

第3条 審査会は、会議を公開するに当たっては、傍聴に係る遵守事項を定め、これを会場に掲示する方法等により傍聴人に周知するものとする。

（会議資料の提供）

第4条 審査会は、傍聴人に会議資料を提供する。ただし、千葉県情報公開条例第8条各号に規定する不開示情報が含まれる案件を除く。

2 前項ただし書きに該当する場合は、不開示の理由及び案件の概要をとりまとめた資料を提供するものとする。

（議事録の作成）

第5条 審査会は、審査会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 公開・非公開の区分及び非公開とする理由
- 四 議事の案件名及び結果
- 五 議事の経過

六 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 審査会は、議事要旨の内容について各委員に確認し、これを調整する。

3 議事要旨は、県土整備部都市整備局建築指導課（以下「建築指導課」という。）  
において保管する。

（会議結果の公表）

第6条 建築指導課は、会議終了後すみやかに審議結果の速報を千葉県ホームページ等に掲載するとともに、前条に掲げる議事要旨及び第4条の会議資料を掲載するものとする。ただし、非公開とする議事については前条第1項第五号の事項は掲載しないものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則 この要領は平成16年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成31年 月 日から施行する。